

十分な税率と最低限の軽減措置とすべき！

- 環境省の環境税の具体案へのコメント -

炭素税研究会

本日11月5日、環境省は環境税の制度設計の具体案を公表した。

私たち炭素税研究会は、二酸化炭素（CO₂）排出削減のための政策として炭素税（環境税）の早期導入を進めるNGOの立場から、環境省が2005年度中（2006年1月）の実施を掲げたことを前向きに評価すると同時に、この具体案に対して以下の点を求める。

税率：2,400円/炭素トンの税率は低すぎる、最低でも6,000円以上の税率を

2,400円/炭素トンの税率はあまりにも低すぎる。環境省は、炭素税がまず第一に価格インセンティブ効果でCO₂削減を促す政策手法であるという原点を再認識すべきである。私たち炭素税研究会は6,000円～15,000円の税率を提案しており、最低でも6,000円以上の税率を強く求める。

また2,400円/炭素トンで全く軽減措置がなければ、7,700億円程度の税収になるはずである。環境省提示の約4,900億円の税収額との差の約2,800億円が軽減措置による減額分と理解されるが、軽減措置のどの項目でいくらの減額なのかをすべて明示すべきである。

軽減措置：税率2,400円ならば基本的に不要、無条件軽減は絶対に許されない

環境省の具体案は、極めて低い税率にもかかわらず軽減措置が多すぎる。2,400円/炭素トンという極めて低い税率であれば、鉄鋼の還元用原料炭など現時点で量的に代替困難な非燃料用途や、低所得者への配慮を除けば、発電・熱利用・運輸の各用途について軽減措置は不要である。

中でも、「エネルギー多消費型製造業への軽減措置」は削減の約束を求めずに軽減すると理解できるが、削減約束なしの無条件軽減は公平・公正の観点から許されない。さらに軽油への軽減は運輸部門の削減策であるモーダルシフト政策に反し大気汚染対策とも矛盾するものであり、反対する。

税収使途・削減量：選択基準の明示は必須、京メカ・森林整備を含めるのは反対
一般財源から「企業・家庭などの温暖化対策」と「雇用の促進など企業活力の維持・向上」に充てるとしているが、温暖化対策の場合も他の税の減税や社会保険料の軽減の場合も、その選択の基準や仕組みをあらかじめ明確にすることが必須である。

削減量・5200万トンの半分が京都メカニズム・森林整備とされているのは論外であり、これらを含めることに反対する。またエネルギー対策の削減量・2000万トンの内訳を明示すべきである。

既存エネルギー関係諸税との関係：石油石炭税の税率引き下げには反対

環境省は石油石炭税との「所要の整理」の中身を早急に明示すべきである。環境税（炭素税）を導入しても既存の石油石炭税を引き下げれば、その分だけ価格インセンティブ効果を減じてしまう。「所要の整理」には、石油石炭税の税率引き下げを含めるべきではない。

【炭素税研究会】

「環境・持続社会」研究センター(JACSES)・気候ネットワーク・持続可能社会研究会等のNGOメンバー、研究者、税理士、企業人等で構成。地球温暖化に対処する炭素税の早期導入に向け、研究・提言活動を行っている。

【炭素税研究会事務局】：「環境・持続社会」研究センター(JACSES) 【担当】：足立

【住所】：〒106-0047 東京都港区南麻布5-2-32 興和広尾ビル2階

【TEL】：03-3447-9515 【FAX】：03-3447-9383 【E-mail】：adachi@jacses.org 【URL】：www.jacses.org